

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年12月27日
【発行者の名称】	株式会社デジタルキューブ (DigitalCube Co. Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小賀 浩通
【本店の所在の場所】	兵庫県神戸市中央区海岸通5番地
【電話番号】	050-3355-1751 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 和田 拓馬
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイト のアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	03-3666-2321 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社デジタルキューブ https://www.digitalcube.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行情報のうち重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行情報の内容（発行情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第19期中	第17期	第18期
決算年月		自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
売上高	(千円)	258,189	433,481	563,984
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△30,967	△40,432	9,743
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する中間(当期)純損失(△)	(千円)	△28,262	△34,995	3,742
中間包括利益又は包括利益	(千円)	△28,255	△34,995	3,768
純資産額	(千円)	2,546	27,032	30,801
総資産額	(千円)	207,933	203,699	259,107
1株当たり純資産額	(円)	5.51	58.51	66.67
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり中間(当期)純損失(△)	(円)	△61.17	△94.24	8.10
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	1.2	13.3	11.9
自己資本利益率	(%)	-	-	12.9
株価収益率	(倍)	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△31,555	△30,178	36,331
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△25,285	△19,591	△8,596
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	13,126	29,662	8,794
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(千円)	73,502	80,654	117,209
従業員数	(人)	40	21	30

(注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第17期は1株当たり当期純損失であり潜在株式が存在しないため、第18期は、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また第19期中については、潜在株式が存在するものの、1株当たり中間純損失を計上しており、また当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。

3. 第19期中及び第17期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する中間(当期)純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であります。なお、平均臨時雇用人数については、従業員数の10%未満であるため、記載を省略しております。

6. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第18期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の連結財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けておりますが、第17期の連結財

務諸表については、当該監査を受けておりません。

また、特定有価証券に関する有価証券の上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第19期（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスの中間監査を受けております。

- 2022年4月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり中間（当期）純損失（△）を算定しております。
- 当社は第19期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、第17期及び第18期の中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及びその関係会社）が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年9月30日現在

従業員数（名）	40
---------	----

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、平均臨時雇用人数については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 当社グループはクラウドサービス事業の単一サービスであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

(2) 発行者の状況

2024年9月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
29	36.3	3.7	6,776

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、平均臨時雇用人数については、従業員数の10%未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社グループはクラウドサービス事業の単一サービスであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（2024年4月1日～2024年9月30日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境が徐々に改善する一方で、国際情勢の影響によるエネルギー・原材料価格の高騰や、通貨間の金利差による円安状態は依然として継続しており、先行きが不透明な状況で推移しております。

当社グループを取り巻く日本国内外のクラウド市場につきましては、引き続き急速に成長しており、デジタルトランスフォーメーションに関する投資やAI、IoTといった技術への関心の強さから、様々な分野や企業及び個人がクラウド技術やクラウドサービスを活用しております。

このような経営環境のもと、当社においては「Amimoto」を中心としたWordPressのフルマネージドホスティングサービスの継続的な開発・改善を図るとともに、WordPressに特化したWebサイトの制作・インフラ保守・改善のための調査及び改善対応等を展開するほか、新規プロダクトである「FinanScope」において、上場・IPO準備企業へのサービス展開を本格化するなど、顧客基盤の強化と収益源の多様化を図って参りました。

また、子会社である株式会社ヘプタゴンにおいて、生成AIに関するサービスについて本格展開し、アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社が2024年7月22日から開始した「AWS ジャパン生成AI実用化推進プログラム」にも推進パートナーとして参画するなど、AIやIoTシステムの開発といったサービスを積極展開しております。

一方で、グループ全体での積極的な人材採用や教育研修などの人的資本投資により、営業・開発・管理にかかる人件費及び研修費等が増加いたしました。また、当社グループとAWSとの取引にかかる利用料は米ドル建てで取引を行っており、昨今の円安の影響でその利用料等が増加いたしました。

以上のような背景のもと、当中間連結会計期間における当社グループの経営成績は、売上高258,189千円、営業損失30,862千円、経常損失30,967千円、親会社株主に帰属する中間純損失28,262千円となりました。

なお、当社グループはクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。また、当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は73,502千円（前連結会計年度末比43,706千円減）となりました。当中間連結会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。なお、当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、支出した資金は31,555千円となりました。これは主として、売上債権の減少額34,104千円、契約負債の増加額9,335千円を計上したものの、税金等調整前中間純損失26,887千円及び投資有価証券売却益4,080千円の計上、未払金の減少額15,765千円、賞与引当金の減少額14,420千円、未払消費税等の減少額10,497千円を計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、支出した資金は25,285千円となりました。これは、投資有価証券の売却による収入9,080千円を計上したものの、自社利用ソフトウェアの開発による無形固定資産の取得による支出27,551千円、保険積立金の積立による支出6,813千円の発生によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、獲得した資金は13,126千円となりました。これは主として、長期借入れによる収入20,000千円を計上したものの、長期借入金の返済による支出6,874千円の計上によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社グループが提供するサービスの性格上、受注状況の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間のクラウドサービス事業における販売実績は次のとおりであります。

区分	金額（千円）	前年同期比（％）
ホスティングサービス	98,416	-
Webサイトの制作・保守サービス	105,898	-
クラウドインテグレーションサービス	35,885	-
ディベロップメントサービス	17,989	-
合計	258,189	-

- (注) 1. 当社グループはクラウドサービス事業の単一セグメントであるためサービス別の販売実績を記載しておりません。
2. 当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。
3. 当社グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生、または2024年9月13日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに2024年10月18日に上場いたしました。当社は、2022年11月30日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限り）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間に おいて、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、 b に定める書類に基づき行う。

a 次の（a）又は（b）の場合の区分に従い、当該（a）又は（b）に規定する書面

（a）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（b）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から

cまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同

等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いだと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う)。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑱反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の内容について重要な変更はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間末（2024年9月30日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財務状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べ75,358千円減少（37.6%減）し124,837千円となりました。これは主として、現金及び預金が43,706千円、売掛金が34,104千円減少したことによります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は、前連結会計年度末に比べ24,184千円増加（41.1%増）し83,095千円となりました。これは主として、ソフトウェアが25,113千円、保険積立金が6,813千円増加したものの投資有価証券が5,000千円、のれんが1,426千円、繰延税金資産が1,148千円減少したことによります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ34,136千円減少（27.4%減）し90,662千円となりました。これは主として、契約負債が9,335千円増加したものの未払金が15,765千円、賞与引当金が14,420千円、未払消費税等が10,497千円、未払法人税等が3,437千円減少したことによります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は、前連結会計年度末に比べ11,218千円増加（10.8%増）し114,724千円となりました。これは、長期借入金が増加したことによります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、親会社株主に帰属する中間純損失28,262千円の計上等により前連結会計年度末に比べ28,255千円減少(91.7%減)し、2,546千円となりました。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当中間連結会計期間における設備投資の総額は27,551千円であり、ソフトウェアの開発であります。

2【主要な設備の状況】

(1) 発行者

2024年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)			従業員数 (名)
			工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社事務所 (兵庫県神戸市 中央区)	クラウド サービス 事業	事務所設備	0	41,476	41,476	29 [1]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 建物は賃借しており、年間賃借料は906千円であります。
3. 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、年間の平均人数を [] 外数で記載しております。

(2) 国内子会社

2024年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)			従業員数 (名)
			工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
株式会社ヘプタゴン (青森県三沢市)	クラウド サービス 事業	事務所設備	0	6,226	6,226	11 [-]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 建物は賃借しており、年間賃借料は436千円であります。
3. 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、年間の平均人数を [] 外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2024年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2024年12月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,848,000	1,386,000	462,000	462,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	1,848,000	1,386,000	462,000	462,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（2023年3月31日臨時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (2024年9月30日)	公表日の前月末現在 (2024年11月30日)
新株予約権の数(個)	44,350	44,350
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	44,350(注)1	44,350(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株380(注)2	1株380(注)2
新株予約権の行使期間	自 2025年4月2日 至 2023年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 380 資本組入額 190	発行価格 380 資本組入額 190
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使時において、当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場されていることを要する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

第2回新株予約権（2024年3月31日臨時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (2024年9月30日)	公表日の前月末現在 (2024年11月30日)
新株予約権の数（個）	38,700	38,700
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	38,700（注）1	38,700（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株380（注）2	1株380（注）2
新株予約権の行使期間	自 2026年4月2日 至 2034年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 380 資本組入額 190	発行価格 380 資本組入額 190
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使時において、当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場されていることを要する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額} \text{または} \text{処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額} \text{または} \text{処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \text{または} \text{処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

（3）【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日	-	462,000	-	5,450	-	-

(6) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
リジェネラティブ株式会社	東京都目黒区下目黒1丁目 1番14号コノトラビル7F	193,000	41.77
小賀浩通	兵庫県神戸市垂水区	147,000	31.82
立花拓也	青森県三沢市	92,000	19.91
岡本渉	新潟県長岡市	10,000	2.16
平野樹	埼玉県上尾市	10,000	2.16
和田拓馬	香川県綾歌郡宇多津町	5,000	1.08
恩田淳子	東京都品川区	5,000	1.08
計	—	462,000	100.00

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 462,000	4,620	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	462,000	-	-
総株主の議決権	-	4,620	-

(注) 2024年6月26日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年4月	2024年5月	2024年6月	2024年7月	2024年8月	2024年9月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 当社株式は、2024年10月18日付で東京証券取引所(TOKYO PRO Market)へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

3 【役員の様況】

前事業年度の発行者情報の公表後、当中間会計期間に係る発行者情報公表日までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて、連結財務諸表規則第4編の規定により、第2種中間連結財務諸表を作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当社は、前中間連結会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日)の中間連結財務諸表は作成していないため、前中間連結会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項に基づき、当連結中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	117,209	73,502
売掛金	81,396	47,292
その他	1,906	4,295
貸倒引当金	△316	△252
流動資産合計	200,195	124,837
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品（純額）	※ 0	※ 0
有形固定資産合計	0	0
無形固定資産		
ソフトウェア	22,589	47,703
のれん	4,753	3,327
無形固定資産計	27,342	51,030
投資その他の資産		
投資有価証券	5,000	-
保険積立金	21,329	28,143
繰延税金資産	1,317	168
その他	3,921	3,752
投資その他の資産合計	31,568	32,064
固定資産合計	58,911	83,095
資産合計	259,107	207,933

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	12,324	14,232
未払金	35,713	19,948
未払法人税等	3,662	225
未払消費税等	12,928	2,431
賞与引当金	16,894	2,473
契約負債	29,340	38,676
その他	13,935	12,676
流動負債合計	124,799	90,662
固定負債		
長期借入金	103,506	114,724
固定負債合計	103,506	114,724
負債合計	228,305	205,386
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,450	5,450
資本剰余金	37,410	37,410
利益剰余金	△12,084	△40,347
株主資本合計	30,775	2,512
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	25	33
その他の包括利益累計額合計	25	33
純資産合計	30,801	2,546
負債純資産合計	259,107	207,933

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間	
	(自 2024年4月1日	
	至 2024年9月30日)	
売上高	※1	258,189
売上原価		178,456
売上総利益		79,733
販売費及び一般管理費	※2	110,595
営業損失(△)		△30,862
営業外収益		
受取利息		10
助成金収入		220
その他		194
営業外収益合計		425
営業外費用		
支払利息		530
営業外費用合計		530
経常損失(△)		△30,967
特別利益		
投資有価証券売却益	※3	4,080
特別利益合計		4,080
税金等調整前中間純損失(△)		△26,887
法人税等		1,375
中間純損失(△)		△28,262
親会社株主に帰属する中間純損失(△)		△28,262

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

		当中間連結会計期間	
		(自 2024年4月1日	
		至 2024年9月30日)	
中間純損失 (△)			△28,262
その他の包括利益			
為替換算調整勘定	※		7
その他の包括利益合計			7
中間包括利益			△28,255
(内訳)			
親会社株主に係る中間包括利益			△28,255

③【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益 累計額		純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合 計	
当期首残高	5,450	37,410	△12,084	30,775	25	25	30,801
当中間変動額							
親会社株主に帰属 する中間純損失 (△)			△28,262	△28,262			△28,262
株主資本以外の項 目の当中間期変動 額（純額）					7	7	7
当中間期変動額合計	-	-	△28,262	△28,262	7	7	△28,255
当中間期末残高	5,450	37,410	△40,347	2,512	33	33	2,546

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間	
(自 2024年4月1日	
至 2024年9月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失(△)	△26,887
ソフトウェア償却費	2,437
のれん償却費	1,426
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△64
受取利息	△10
支払利息	530
投資有価証券売却益	△4,080
売上債権の増減額(△は増加)	34,104
未払金の増減額(△は減少)	△15,765
契約負債の増減額(△は減少)	9,335
賞与引当金の増減額(△は減少)	△14,420
未払消費税等の増減額(△は減少)	△10,497
その他	△3,480
小計	△27,372
利息及び配当金の受取額	10
利息の支払額	△530
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△3,663
営業活動によるキャッシュ・フロー	△31,555
投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	△27,551
投資有価証券の売却による収入	9,080
保険積立金の積立による支出	△6,813
投資活動によるキャッシュ・フロー	△25,285
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△6,874
長期借入れによる収入	20,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,126
現金及び現金同等物に係る換算差額	7
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△43,706
現金及び現金同等物の期首残高	117,209
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 73,502

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数2社

連結子会社の名称

株式会社ヘプタゴン

DigitalCube Labs Inc.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法によっております)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

工具、器具及び備品 5年

②無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③長期前払費用……定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①ホスティングサービス

ホスティングサービスにおいては、顧客との契約に基づき、契約期間に渡って契約に基づく金額を収益として認識しております。

②Webサイトの制作・保守サービス

Webサイトの制作・保守サービスにおいては、顧客との契約に基づき、顧客より開発業務に関する検収を確認した時点及び保守サービスの契約期間に渡って契約に基づく金額を収益として認識しております。

③クラウドインテグレーションサービス

クラウドインテグレーションサービスにおいては、顧客との契約に基づき、契約期間に渡って契約に基づく金額を収益として認識しております。

④ディベロップメントサービス

ディベロップメントサービスにおいては、顧客との契約に基づき、顧客より開発業務に関する検収を確認した時点で収益として認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等に償却しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資からなっております。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,490千円	1,490千円

(中間連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、中間連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 収益の分解情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
役員報酬	30,225千円
給料手当	23,939
賞与	1,050
賞与引当金繰入額	3,863
法定福利費	7,071
広告宣伝費	4,429
備品・消耗品費	11,294
旅費交通費	5,561
支払手数料	15,929
地代家賃	3,399
研修採用費	2,106

※3 投資有価証券売却益の内容は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
投資有価証券	4,080千円
計	4,080千円

(中間連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額

当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
為替換算調整勘定 当中間期発生額	7千円
その他の包括利益合計	7千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	462,000	-	-	462,000
合計	462,000	-	-	462,000

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内容	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末 残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当中間連結 会計期間 増加	当中間連結 会計期間 減少	当中間連結 会計期間末	
提出 会社	ストック・オプシ ョンとしての第1 回新株予約権	-	-	-	-	-	
提出 会社	ストック・オプシ ョンとしての第2 回新株予約権	-	-	-	-	-	
合計			-	-	-	-	

(注) 当社はストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であるため、当中間連結会計期間末残高はありません。また、ストック・オプションとしての第1回新株予約権及び第2回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金勘定	73,502千円
現金及び現金同等物	73,502千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年内返済予定を含む)	115,830	114,347	△1,482
負債計	115,830	114,347	△1,482

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

- (1) 「現金及び預金」「売掛金」「未収還付法人税等」「短期借入金」「未払金」「契約負債」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 「長期借入金(1年内返済予定を含む)」については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 市場価格のない株式等は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券	5,000
保険積立金	21,329

- *1 投資有価証券は、非上場株式であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。
- *2 保険積立金は、逓増定期保険であり、取り崩し時期を予測することができないため、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年内返済予定を含む)	128,956	125,305	△3,650
負債計	128,956	125,305	△3,650

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

- (1) 「現金及び預金」「売掛金」「未払金」「契約負債」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (2) 「長期借入金(1年内返済予定を含む)」については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 市場価格のない株式等は以下のとおりであります。

区分	中間連結貸借対照表計上額(千円)
保険積立金	28,143

- *1 保険積立金は、逓増定期保険であり、取り崩し時期を予測することができないため、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品
前連結会計年度（2024年3月31日）
該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2024年9月30日）
該当事項はありません。

- (2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	114,347	-	114,347
負債計	-	114,347	-	114,347

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	125,305	-	125,305
負債計	-	125,305	-	125,305

- (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額の5,000千円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役 2名 当社及び当社子会社の従業員 22名	当社の取締役及び監査役 4名 当社及び当社子会社の従業員 29名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 44,350株	普通株式 38,700株
付与日	2023年4月1日	2024年4月1日
権利確定条件	第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めなし	期間の定めなし
権利行使期間	自 2025年4月2日 至 2033年3月31日	自 2026年4月2日 至 2034年3月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	44,350	38,700
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	44,350	38,700
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価額(円)	380	380
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位あたりの本源的価値の見積りによっております。また、単位あたりの本源的価値の見積方法は、DCF 法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）、純資産方式及び類似業種比準方式により算出した価格を総合的に勘案しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位あたりの本源的価値により算定を行う場合の当中間連結会計期間末における本源的価値の合計額及び当中間連結会計期間において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当中間連結会計期間末における本源的価値の合計額 ー千円
- (2) 当中間連結会計期間において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 ー千円

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当社グループはクラウドサービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

	クラウドサービス事業
ホスティングサービス	98,416
Webサイトの制作・保守サービス	105,898
クラウドインテグレーションサービス	35,885
ディベロップメントサービス	17,989
顧客との契約から生じる収益合計	258,189

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

	前連結会計年度 (千円)	当中間連結会計期間 (千円)
契約負債 (期首残高)	25,515	29,340
契約負債 (期末残高)	29,340	38,676

契約負債は顧客からの前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引

当社では、当初に予定される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
1株当たり純資産額	66円67銭	5円51銭

	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり中間純損失 (△)	△61円17銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、当中間連結会計期間は潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失を計上しており、また当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。

2. 1株当たり中間純損失 (△) の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり中間純損失 (△)	
親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	△28,262
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	△28,262
普通株式の期中平均株式数 (株)	462,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の株式数83,050株)。 詳細は、「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(連結子会社の解散及び清算)

当社は、2024年12月10日開催の取締役会において、連結子会社であるDigitalCube Labs Inc. を解散及び清算することを決議いたしました。

1. 解散の理由

当社は、海外向け販路拡大や市場調査を目的として、2022年7月に当該連結子会社を設立しましたが、当初目的の達成に一定の目途がたったことや経営効率化等を勧告した結果、当該連結子会社を解散及び清算することを決定いたしました。

2. 解散する子会社の概要

(1) 名称	DigitalCube Labs Inc.
(2) 所在地	米国 デラウェア州
(3) 代表者の役職・氏名	CEO 小賀 浩通
(4) 事業内容	クラウドサービス事業
(5) 資本金	100USD
(6) 大株主及び持株比率	当社100%

3. 解散の日程

現地の法令等に従い必要な手続きが完了次第、清算終了の予定ですが、具体的な日程は現時点で未定です。

4. 解散による損益への影響

当該連結子会社の解散にともなう業績への影響は軽微であります。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

株式会社デジタルキューブ
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 長坂 尚徳

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタルキューブの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社デジタルキューブ及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上